

保健衛生調査會

昭和二年四月

保健衛生調査會第十一回報告書

保健衛生調査會

植物部(二五九)
總價本(一五九)

国立公衆衛生院附属図書館



00018285

保健衛生調査會



P-A
11
17

例言

本編ハ大正十五年四月ヨリ昭和二年三月ニ至ル本會
議事ノ概要ニツキ輯録シタルモノナリ

昭和二年四月

保健衛生調査會

国立公衆衛生院附属図書館	
受入先	松浦十四郎先生寄贈
受入日	'98. 3. 10
登録番号	72660
所在	
Library, National Institute of Public Health	

保健衛生調査會第十一回報告書

目次

第一章 職員	一頁
第二章 特別委員	四
第三章 議事	九
第一節 會議ノ回数	九
第二節 議事ノ件數	九
第三節 總會議事大要	一〇
第四節 特別委員會議事大要	一五
一、衛生思想普及ニ關スル特別委員會	一五
二、農村ノ飲用水改善ニ關スル特別委員會	二〇
三、花柳病豫防ニ關スル特別委員會	二二
四、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル特別委員會	二三
(附) 小兒保健所指針	三

保健衛生調査會第十一回報告書

第一章 職員

(昭和二年三月三十一日現在)

會 長
幹 事

委 員
一 番
二 番
三 番
四 番
五 番
六 番

濱	伊	大	小	磐	永	高	瀨	三	林
口	藤	達	濱	瀨	井	野	川	宅	林
雄	武	茂	山	雄	岩	昌	昌	春	雄
幸	彦	雄	淨	三	三	郎	世	一	雄

七番
八番
九番
十番
十一番
十二番
十三番
十四番
十五番
十六番
十七番
十八番
十九番
二十番
二十一番
二十二番
二十三番
二十四番

伯爵

柳澤保惠
 倭孫一
 守屋榮夫
 富士川三游
 宮川米次
 潮惠之輔
 光田健輔
 河原田三稼吉
 石津利作
 内野仙一
 岡村龍彦
 北島多一
 栗本庸勝
 佐伯矩
 鈴木富士彌

二十五番
二十六番
二十七番
二十八番
二十九番
三十番
三十一番
三十二番
三十三番
三十五番
三十六番
三十七番
三十八番
三十九番
四十番

備考

唐澤光德
 矢作榮藏
 西崎弘太郎
 三宅秀
 宮入慶之助
 川崎卓吉
 山田準次郎
 横手千代之助
 北豐吉
 中原德太郎
 粟津清亮
 宮島幹之助
 龜田豊治朗
 古瀬安俊

若槻禮次郎ハ大正十五年六月三日内閣總理大臣ニ專任セラレ會長ヲ退ク
 濱口雄幸ハ大正十五年六月三日内務大臣ニ任セラレ會長トナル
 中原徳太郎ハ大正十五年十月四日委員被仰付
 湯澤三千男ハ大正十五年四月二十一日社會局部長ニ任セラレ幹事ヲ退ク
 伊藤武彦ハ大正十五年九月十三日幹事被仰付
 大達茂雄ハ大正十五年九月十三日幹事被仰付

第二章 特別委員

一、東京市ニ於ケル乳兒調査ニ關スル件

特別委員長

委員

三宅秀
 瀨川昌世
 北島多一
 佐伯矩
 唐澤光徳
 横手千代之助

(昭和二年三月三十一日現在)

一、衛生思想普及ニ關スル件

特別委員長

委員

龜田豊治朗
 北島豊吉
 三宅秀
 磐瀬雄一
 永井潜
 林春雄
 北島多一
 佐伯矩
 唐澤光徳
 内野仙一
 宮川米次
 宮島幹之助
 横手千代之助
 中原徳太郎

一、運動武術、競技等ニ關スル件

特別委員長

委員

永井 力 潜

瀬川 昌 世

林 春 雄

佐伯 矩

矢作 榮 藏

北 豊 吉

中原 徳 太郎

高野 岩 三 郎

北 島 多 一

矢作 榮 藏

横手 千代 之 助

栗本 庸 勝

一、農村ノ飲用水改善ニ關スル件

特別委員長

委員

横手 千代 之 助

宮 川 米 次

内 野 仙 一

佐 伯 矩

西 崎 弘 太 郎

古 瀬 安 俊

柳 澤 保 惠

永 井 潜

富 土 川 游

内 野 仙 一

岡 村 龍 彦

北 島 多 一

栗本 庸 勝

矢作 榮 藏

伯 爵

一、花柳病豫防ニ關スル件

特別委員長

委員

一、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル件

特別委員長
委員

伯爵

- 三宅 秀
- 横手千代次之助
- 中原徳太郎
- 柳澤保惠
- 磐瀬雄一
- 高野岩三郎
- 瀨川昌世
- 北島多一
- 佐伯 矩
- 唐澤光徳
- 三宅 秀
- 潮 惠前之輔
- 横手千代次之助
- 龜田千豊治朗

第三章 議 事

第一節 會議ノ回数

會 別	月 別	大 正 十 五 年				昭 和 二 年			計					
		四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月		十一月	十二月			
總 會														
持 別 委 員 會														
特 別 小 委 員 會														
計														

第二節 議案ノ件數

會 別	議案種別	決 議		事 項	
		既 濟	未 濟	既 濟	未 濟
總 會					
特 別 委 員 會					
特 別 小 委 員 會					
計					

第三節 總會議事大要

大正十五年七月九日午後一時四十五分内務省會議室ニテ開會

出席者 會長濱口雄幸

- | | | |
|-----------|---------|--------|
| 磐瀬 雄一 | 瀬川 昌世 | 三宅 鏡一 |
| 林 春雄 | 伯爵柳澤 保惠 | 俵 孫一 |
| 守屋 榮夫 | 富士川 游 | 宮川 米次 |
| 潮 惠之輔 | 光田 健輔 | 内野 仙一 |
| 岡村 龍彦 | 北島 多一 | 栗本 庸勝 |
| 佐伯 矩 | 鈴木富士彌 | 唐澤 光德 |
| 矢作 榮藏 | 三宅 秀 | 川崎 卓吉 |
| 山田 準次郎 | 横手千代之助 | 宮島 幹之助 |
| 龜田 豊治朗 | 古瀬 安俊 | 以上各委員 |
| 中島内務大臣秘書官 | 大達 書記官 | 氏原 技師 |
| 南崎 技師 | 高野 技師 | 樫田 技師 |

議案

第一號議案 花柳病豫防ニ關スル件

本文

曩ニ御附託相成候花柳病豫防ニ關スル方策ニ就テハ審議ノ結果別紙ニ基キ花柳病豫防法ヲ制定スルヲ以テ適切ナルモノト認ム

右及答申候也

大正十五年六月十八日

花柳病豫防ニ關スル特別委員長

伯爵 柳澤 保惠

保健衛生調査會長 濱口雄幸殿

花柳病豫防法案 (別紙)

第一條 本法ニ於テ花柳病ト稱スルハ微毒、淋病及軟性下疳ヲ謂フ

第二條 主務大臣ハ命令ヲ以テ定ムル業務ニ從事スル者ニシテ花柳病ニ罹レルモノヲ診療セシムル爲

市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ診療所ノ設置ヲ命スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ於ケル診療ノ費用ノ負擔及徵收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ前條ノ規定ニ依リ診療所ヲ設置スル市其ノ他ノ公共團體ニ對シ
 其ノ診療所ニ關シ市其ノ他ノ公共團體ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス
 第四條 主務大臣ハ期間ヲ指定シ公私立ノ診療所ヲ以テ第二條第一項ノ規定ニ依リ設置スル診療所ニ
 代用セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條第二項及第三條ノ規定ヲ準用ス
 第五條 傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レルコトヲ知り若ハ知ルヘクシテ賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合ヲ爲シタ
 ルモノハ三ヶ月以下ノ懲役ニ處ス但シ傳染防止ニ付相當ノ方法ヲ講シタルトキハ其ノ刑ヲ減免ス
 第六條 醫師傳染ノ虞アル花柳病ノ患者ニシテ第二條ノ業務ニ従事スルモノヲ診斷シタルトキハ傳染
 ノ危險及傳染防止ノ方法並前條ノ行爲ノ處罰セラルヘキコトヲ指示スヘシ

第二號議案 乳兒及幼兒ノ死亡率低減方策ニ關スル件

本文

屢ニ御附託相成候乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル方策ニ就テハ審議ノ結果差當リ須要都市ニ對シ
 別紙(別紙ハ便宜本報告書ノ末項ニ掲載)基準ニ依ル小兒保健所ヲ設置スルヲ最モ適切ナル施設ト

認ム

右及答申候也

大正十五年六月二十九日

乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル特別委員長

伯爵 柳 澤 保 惠

保健衛生調査會長 濱口雄幸殿

議事ノ經過

一、先ヅ會長ヨリ挨拶アリ次デ第一號議案ヲ議題トシ柳澤特別委員長報告ヲナシ栗本委員之ヲ補足ス
 一、質疑應答 女子ノミニ嚴ニシテ男子ニ寛ナルハ何故ナルカ、男子ニモ及フハ日本ノ現狀ニ徴シ
 困難ナリ、刑罰ト共ニ民事訴訟即損害賠償制度ヲ認メサルヤ日本ノ現狀ニテハ實行
 困難ナラン

一、カ、ル法律ヲ制定スヘカラストナスモノ即第二讀會ニ移スヘカラストナスモノナキヲ以テ逐條
 審議ニ移ル

第一條
 第二條
 第三條
 第四條

原案通り可決

第五條 矢作委員ヨリ左ノ通り修正說出ツ

一、賣淫ヲ爲スモノヲ性行ヲ爲スモノトナスコト

一、夫婦間及許婚者ニ於テハ本條ノ刑罰ハ相手方ノ告訴ヲ待ツテ之ヲ論ス

一、本條ニ依リ處罰スヘキ犯罪ハ六ヶ月ヲ以テ時効ニ罹ル (以上二項追加)

宮島委員ノ賛成アリ

山田委員、男ト女トノ區別ニアラス賣淫ヲナスモノトナサ、ルモノトノ差ナリトテ反對ス

裁決ノ結果修正案ハ少數(六名)ニテ否決トナル

第六條 原案通り決定

第一條ヨリ第六條マテ可決確定

第二號議案

一、柳澤特別委員長報告ヲナシ唐澤委員之ヲ補足ス

宮島委員ノ動議ニ依リ本議案ハ小委員ニテ多年調査審議シタルモノナレハ全部一括シテ原案通り

可決確定シタキ旨ヲ諮リ滿場一致ニテ可決ス

一、柳澤委員長

兩案通過ヲ謝シ此ノ上ハ當局ノ之カ實現方努力ヲ望ミ會長盡カスヘキ旨ヲ述ヘ三時四十分散會

第四節 特別委員會議事大要

一、衛生思想普及ニ關スル特別委員會

大正十五年十一月十八日午後二時開會

出席者 三宅委員長

永井、林、北島、佐伯、宮川、横手、唐澤、山田各委員

伊藤幹事、氏原、南崎各技師

議事ノ經過

一、衛生讀本及小冊子ノ件ニツキ別紙議案ニ基キ左ノ通り決定

衛生讀本ニ關スル件

第一篇(生命と自然界) 永井委員ノ擔任ナルガ來ル冬休ミ中ニ執筆ノコト

第二篇(榮養と嗜好) 佐伯委員ノ擔任ナルガ近ク渡歐ノタメ、シベリア鐵道中ニテ執筆ノ上旅行先

ヨリ衛生局ニ送附シコトヲ議ス

右ノ通り兩委員受諾ノ上他ノ四篇モ及フ限リ促進ヲ圖ルコト

小冊子ニ關スル件

(一)、從前ノ特別委員會ニ於テ編纂方ノ決定セルモノニシテ未ダ執筆ヲ了ラサルモノニ對シ左ノ通り處理スルコト

寄生蟲ノ驅除 宮川委員最近執筆ノコト
調理と食べ方 今夕佐伯委員同様ノ題目ニツキ、ラジオノ放送ヲナスヲ以テ場合ニ依ツテハ其ノ原稿ヲ代用スルコト

早老の豫防 下田博士
食物と健康 大森博士

兩博士ニ促進スルヤウ書狀ヲ出スコト

睡眠と休養 杉田博士大半執筆済ノ様子ニツキ更ニ促進スルコト
皮膚の鍛鍊 場合ニ依ツテハ冷水浴の話ト題シ林委員近ク執筆ノコト

(二)、新ニ編纂スヘキモノニ就テハ左ノ通り決定

題目

執筆者豫定

- 一、癌の話 長 與 博士
 - 一、婦人の衛生 磐 瀨 委員
 - 一、小兒の傳染病 唐 澤 委員
 - 一、育兒の話 瀨 川 委員
 - 一、飲み水の良し悪し 横 手 委員
 - 一、乳と肉 津 野 博士
 - 一、食べられる葷と食べられない葷 川村千葉高等園藝學校教授
 - 一、温泉の話 藤 波 博士
 - 一、優生學の話 永 井 委員
 - 一、日光浴の話 正 木 博士
- 二、委員長ヨリ讀本小冊子ニ依ル外時勢ノ推移ニ適應スル衛生思想ノ普及方法ナキヤヲ諮リシニ活動寫眞フィルム、講演會、展覽會ニ由ルヘシ等ノ意見出テシガ次回ニ案ヲ持チ寄り更ニ協議スルコト、シ午後三時二十分散會

(議案)

一、衛生讀本ニ關スル件

題目 執筆者

- 第一篇 生命と自然界 永井 委員 (未稿)
- 第二篇 榮養と嗜好 佐伯 委員 (同)
- 第三篇 住居と被服 横手 委員 (大正十四年十月十五日刊行)
- 第四篇 活動と休養 永井 委員 (未稿)
- 第五篇 保健と鍛鍊 永井 委員 (同)
- 第六篇 保健の障害 宮島 委員 (同)
- 第七篇 民族の將來 三宅 委員 (同)

一、小冊子ニ關スル件

(一) 既ニ編纂方ノ決定セルモノ

題目

- (一) 清潔第一 北島委員代 高野 技師 (脱稿整理中)
- (二) 腸チフスの豫防(チフスの話) 内野委員代 高野 技師 (大正十五年五月十五日刊行)
- (三) 運動の話 木下 博士 (脱稿整理中)

- (四) 寄生蟲の驅除 宮川 委員 (未稿)

- (五) 精神衛生 三宅 委員 (異常兒童ノ話 下題シテ脱稿整理中)

- (六) 花柳病の話(民族の健康) 土肥 博士 (大正十五年一月廿五日刊行)

- (七) 小兒の傳染病及小兒の育て方 保健衛生調査會小兒ニ關スル特別小委員會 (乳兒ノ育て方ト題シテ大正十五年三月二十九日刊行)

- (八) 調理と食べ方 佐伯 委員 (未稿)

- (九) 早老の豫防 下田 博士 (同)

- (一〇) 食物と健康 大森 博士 (同)

- (一一) 睡眠と休養 杉田 博士 (同)

- (一二) 皮膚の鍛鍊 林 委員 (同)

(二) 新ニ編纂スヘキモノ

題目

執筆者豫定

- 一、酒と煙草 林 委員
- 一、癌の話 長 與 博士
- 一、女の衛生 磐 瀨 博士
- 一、小兒の傳染病 唐 澤 委員

一、飲み水の良し悪し

一、乳 と 肉

一、飲食物の見分け方（葷ヲ含ム）

一、山 と 海

二、農村ノ飲用水改善ニ關スル特別委員會

大正十五年十一月十一日午後二時十五分内務省會議室ニテ開會

出 席 者 西崎、横手、古瀬、佐伯、山田各委員

伊藤幹事、氏原、松尾、南崎各技師

議事ノ經過

伊藤幹事ヨリ本特別委員會ヲ開催スルニ至レル經過ヲ述ヘタル後特別委員長トシテ横手委員ヲ舉クルコトニ決シ次イテ飲用水ノ改善ニ關シ各委員ヨリ意見ノ開陳アリ左ノ如シ

一、井戸水ノ改善カ先決問題ナルヘキコト（横手委員）

一、個人ヲ標準トセス部落ヲ標準トシテ良キ井戸ヲ設クルコト（古瀬委員）

一、田村式井戸ハ地下水ヲ掘リ充ツルコトヲ目標トスレトモ經費ヲ多ク要スルコト、多量ニ酌ミ出スト濁ルコト、井戸替ノ出來サルコト等ノ短所アリ、成ルヘク經費ヲ要セス、實行容易ニシテ比較的効果アル方法ヲ案出スルコトヲ要ス其ノ方法トシテ青キ木ノ葉ヲ水中ニ投ジオゾン消毒ヲナスコトモ一法ナリ、又縦ニ濾ス代リニ横ニ濾スコトモ一法ナリ之カ爲ニハ幅四尺位ノ砂地ニテ濾シタル水ヲ第一槽ニ導キ其ノ餘リ水ヲ第二槽更ニ其ノ餘リヲ第三槽ニ導キ第一槽ノ水ハ飲食用及淨メ洗ヒ等ニ供シ第二槽ノ水ハ中洗ヒ等ニ第三槽ノ水ハ雑用水ニ供スルコト右ノ設計ハ井戸水ニモ河泉水ニモ利用シ得ヘキコト、以上何レノ方法ニシテモ、試験的ニ調査研究ヲ要スルコト（佐伯委員）

一、現在ノ井戸ノ構造ヲ改善スルコト（西崎委員）

一、川水ヲ使用セネハナラヌ場合ハ如何ナル方法ヲ講スルカ、又井戸水ヲ使用セネハナラヌ場合ハ如何ナル方法ヲ講スヘキカヲ研究スルコト、其ノ結果適切ノ方法ヲ案出シタル上ハ之カ實施獎勵ニツキ適當ノ方途ヲ講スヘキコト、佐伯委員ノ案ニ就テハ具体的設計ヲ樹テラレタキコト（山田委員）

斯クテ次回ニハ互ニ改善案ヲ持チ寄り更ニ審議ヲ重ヌルコトニ申合セ、午後三時五十分散會

三、花柳病豫防ニ關スル特別委員會

第一回

大正十五年六月十八日午後一時三十分内務省會議室ニテ開會

出席者 特別委員長 柳澤伯爵

永井、内野、岡村、北島、栗本、矢作、三宅、横手、山田各委員

大達書記官、氏原、南崎各技師

議事ノ經過

花柳病豫防法案(總會第二號議案參照)ニツキ審議ノ結果原案ヲ承認シ併セテ本法案ヲ公表シテ一般ノ意嚮ヲ徴スルコトニ申合セ午後四時散會

第二回

大正十五年十二月一日午後一時四十分ヨリ社會局會議室ニテ開會

出席者 委員長 柳澤伯爵

岡村、栗本、矢作、三宅、横手、中原、山田、鈴木各委員

伊藤幹事、高野、氏原各技師

議事ノ經過

委員長ヨリ花柳病豫防法案ノ參考ニ資スルタメ陸海軍當局ヨリ講話ヲ承ハルヘキ旨ヲ告ケタル後陸軍一等軍醫正弘岡道明氏ヨリ歐米各國ニ於ケル花柳病豫防方法實施ノ狀況及我陸軍ニ於ケル同病豫防ノ概況ニツキ次イテ海軍々醫大佐高杉新一郎氏ヨリ我ガ海軍ニ於ケル花柳病豫防實施ノ方法及其ノ成績ニツキ講話アリ、尙右兩氏ヨリ遊廓等ニ於ケル花柳病豫防設備ヲ一層完全ニセラレタキ旨又高杉大佐ヨリ花柳病豫防法案中ノ第五條ハ花柳病豫防ニ關シ相當ノ方法ヲ講スルコトナクシテ賣淫ヲナシ又ハ其ノ媒合ヲナシタル者ハ三ヶ月以下ノ懲役ニ處スルコト、改正シ又命令ヲ以テ定ムル業務ニ從事スル者ニ對シテハ檢診ヲ施行シ得ル規定ヲ設ケラレタキ旨夫々希望ヲ述べラレ了ツテ高野課長ヨリ最近米國ニテハ花柳病豫防ノ方法トシテ特ニ之カ豫防ニ關スル思想普及ニ力ヲ濶キツタル由ヲ述ヘラレ尙最近米國ヨリ歸朝ニ際シ携帯セラレタル豫防用具及豫防劑ヲ紹介スル所アリ午後三時三十分散會

四、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル特別委員會

大正十五年六月二十九日午後一時三十分ヨリ内務省會議室ニ於テ開會

出席者 委員長 柳澤伯爵

瀨川、北島、唐澤、三宅、横手、龜田、古瀬各委員

山田衛生局長、氏原、南崎兩技師

議事ノ經過

乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル一方策トシテ地方ニ勸奨シテ小兒保健所ヲ設置ヲ促スルノ之カ基準タルヘキ小兒保健所ノ指針ニツキ瀨川、唐澤、横手、古瀬ノ小委員ニテ審議中ノ處成案ヲ得タルヲ以テ別項小兒保健所指針ヲ議題トシテ横手委員ヨリ詳細説明アリ審議ノ結果之ヲ可決シ午後三時散會

附 小兒保健所指針

目次

- 第一 小兒保健所設置の趣旨
 - 第二 小兒保健所の組織
 - 第三 小兒保健所の仕事の範圍
 - 第四 小兒保健所に於ける牛乳の供給
 - 第五 小兒保健所の設備
 - 第六 小兒保健所の豫算
- 参考 小兒保健所のカード

小兒保健所指針

第一 小兒保健所設置の趣旨

國民の死亡率は國家の活力を測る尺度である、とりわけ乳幼兒の死亡率の高い國家の前途は寒心に堪へないものがある。それで歐米諸國では何れも一般死亡率の低下に努めて居るが就中乳幼兒の死亡率を減少する爲めには一段と力を注いでゐる各國に於て母性及小兒福祉事業の盛んなのは之がためである。然るに我國に於ける乳幼兒の死亡率は世界稀に見る高率を示すに拘らず未だ之が低減に就て殆んど何等合理的の施設を見ない状態にあるのは遺憾に堪へない所である。小兒保健所は今日諸外國に於て遍く實施され相當な成績を擧げてゐる所の母性及小兒福祉事業の一つであつて就中英國では最も著しい發達を遂げ殆んど都市村落を通じて之が設置を見ない所はなく爲に年々乳幼兒死亡率の減少を示すに至つた。而して保健所の組織は概ね醫員一名、保健婦一名より成り一定區域に於ける妊産婦の健康相談と小兒の定期的健康診断を行ひ兼て是等妊産婦又は小兒の家庭を訪問し其の日常に於ける家庭生活の衛生的指導監視に當るのである。

斯様な小兒保健所は諸外國の實績に鑑みるに乳幼兒死亡率低減策として最も適切な施設の一つの面ある

から我國でもなるべく速かに其の實施と普及を圖らなければならぬ、然し我國には自から我國の國情があるから此の國情に最もよく適應する計畫を樹てなければ實効を擧げ難い。殊に我國民間には進んで保健所に來所する風習に乏しい上に一般に衛生的知識に缺くる所があるので少くとも差當り保健所に於ける健康相談等の事業と共に家庭訪問には諸外國に於けるよりも一層力を注ぎ其の職務範圍を擴張して育兒榮養の心得等につき簡単な指示は直接之を行はしむる必要がある。なほ乳幼児の榮養を十分に爲人乳榮養を得る事の出來ない者に對しては牛乳の供給を行ふの必要あるは既に識者の均しく認むるところであつて、此の小兒保健所を利用し之が配給を行はしめるときは便宜且つ有効である。

第二 小兒保健所の組織

小兒保健所は普通醫師一名と一定地域内の妊産婦乳幼児の家庭を訪問する所の保健婦一名とを以て組織するのであるが茲には之に看護婦一名を加へたるものを以て其の最小限度としたのである、然し之は特に我國の事情に鑑み牛乳供給を小兒保健所の仕事として行ふことが意味があり又一種の小兒保健所の宣傳をも兼ねることを得るので特に看護婦一名を加へて組織したのである、固よりこの組織は之

以上に職員を増加することは妨げないが若し増加するとすれば醫師よりも訪問を爲す保健婦を適宜増加する方が適切であらう保健婦一名の場合と三名の場合とは其の效果に大なる相違があることゝなる、これは保健婦の爲す仕事の項に述べることゝし我國では來るのを待つより進んで積極的に訪問して指導する方が効果は著しく國民の程度から考へても適切である、此の外に職員を要するとせば事務員か小使等であるが之は規模小なるものでは必しも必要としない仍て茲では事務員小使等の仕事は看護婦を以て充つる考へである。而して保健所の位置は其の一定地域内の中心となるやうな適當な場所を選ぶことが必要である。

第三 小兒保健所の仕事の範圍

(一) 醫師の爲す仕事

小兒保健所の醫師は一定地域内に於ける妊産婦、乳幼児の發見、母性及小兒保健に關する教養及宣傳の事項を司る。

甲、妊産婦に關するもの。

イ、妊産婦の診察並に尿其の他排泄物の検査。

ロ、妊産婦の疾病に對する簡單なる治療。

ハ、妊娠、産褥に關する一般相談及其の教示。
乙、乳幼児に關するもの。

イ、乳幼児の診察及育児上の相談。
ロ、病兒又は異常兒の疾病に對する簡單なる治療。

ハ、乳幼児の定期的身體検査。
ニ、育兒用牛乳の供給、調理の監督及其の指導。

ホ、乳幼児の一般疾病及傳染病に對する注意。
ヘ、種痘及豫防注射。

醫師は必ずしも専任を雇ふ必要はない然し専任の人が得らるれば之の上もない、若し専任の醫師が
あれば二、三個所兼任をする方が有利であるなるべくは小兒科産科の心得あるものが得らるれば宜
しい(女醫が好都合であらう)、醫師は一週三回位は小兒保健所に出勤して小兒保健所本來の仕事
なし餘裕あれば母親等を集めて妊産育兒に付ての教養や衛生講話などをなすやうにする。

(二) 保健婦の爲す仕事。

保健婦の爲すべき仕事は一定地域内の妊婦及乳兒の居る家庭を訪問し是等の妊婦及乳兒をして小兒
保健所に来り健康相談を受けるやう勧誘するは勿論來所し得ざる者に對しては小兒保健所の醫師の

指導に基き積極的に妊娠中の心得や育兒上の注意を與へ又は之が相談に應じ、小兒保健所と妊婦及
乳幼兒を有する家庭との連絡を便ならしむるやうにするのが重なるものである従つて是等の仕事に
従事する保健婦は看護婦、産婆等の知識を有し特に妊産育兒に關する或る程度の教養を経たるもの
を以て理想とす可きである。

保健婦は大體次の如き仕事をするのである。

イ、保健婦は毎日(日曜日を除く)小兒保健所に出勤し醫師の指示に従ひ一定の家庭を訪問す。
ロ、保健婦は訪問の際規定のカードに所要事項を記入し醫師に報告し又は醫師の指示を家庭に傳
ふ。

ハ、保健婦は妊産婦發見の爲め常に關係官署方面委員又は産婆等と連絡を取る仕事をなす。

ニ、出産届及種痘等に關する心得を家庭に教示す。

ホ、保健婦は醫師の指示に従ひ牛乳調理法の教示、離乳期の食物乳兒の取扱及被服居室等の教示を
なす。

ヘ、妊娠、産褥及疾病等に關する相談に應じ或る程度迄の指導をなす。

小兒保健所に一名の訪問保健婦がある場合は次のやうに家庭を訪問することになる。

訪問度數

保健婦一名の場合